

仕 様 書

下関市役所豊浦総合支所地域政策課

業務は、建築物環境衛生管理業務として、この仕様書に基づいて実施するものとする。なお、この仕様書は、業務の大要を定めるものであり、必要と認められる軽微な事項については記載の有無に関わらず委託料の範囲において実施するものとする。

1. 業務名 豊浦総合支所庁舎ビル管理業務
2. 業務場所 下関市豊浦町大字川棚6895番地1
下関市役所豊浦総合支所庁舎（3階建）
3. 契約期間 令和8年4月1日から
令和9年3月31日まで
4. 業務内容

①総合ビル管理業務（ビル管理選任業務）	12か月
「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）」に基づく建築物環境衛生管理技術者を選任し、身上書・履歴書・建築物環境衛生管理技術者免状の写しを提出する。	
②空気環境測定業務	年 6回
1回につき測定箇所7箇所、時間をあけて同箇所2回	
③貯水槽清掃業務	年 1回
高架水槽 総容量 8t×1槽（ステンレス製）	
構造 パネル据置式 設置場所 屋上	
④水質検査業務（一般）	年 2回
採水場所 1階宿直室内給湯室	
⑤水質検査業務（トリハロメタン）	年 1回
採水場所 1階宿直室内給湯室	

⑥害虫駆除業務

年 2回

一般害虫駆除及びねずみ駆除（薬剤散布）

※生息発生状況調査は年6回実施

実施場所（別紙2参照）

1階 シャワー室 給湯室 トイレ 宿直室及び給湯室
授乳室 山口銀行豊浦支店流し台及びトイレ

2階 給湯室 検査室 トイレ
豊浦図書館及び図書館事務室

3階 和室 男子更衣室 女子更衣室 給湯室 トイレ
倉庫 こども発達センター豊浦

⑦上記業務による作業報告書の作成及び記録等の適切な管理

5. その他

業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
特記仕様書（環境編簡易）は別紙3による。

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項は別紙4による。